

(資料1)

名古屋陶磁器会館(なごやとうじきかいかん)

員数：1件

所在地：名古屋市東区徳川1-1003

所有者：財団法人名古屋陶磁器会館

1 登録理由

名古屋城の東方約2kmに位置する事務所建築。鉄筋コンクリート造、昭和21年に3階を鉄骨造で増築。外装はスクラッチタイル貼で、幾何学的なモチーフを随所にあしらっている。
(登録基準：国土の歴史的景観に寄与しているもの)

注1スクラッチタイル：表面に浅い平行の溝をつけたタイル。

2 概要

名古屋陶磁器会館

鉄筋コンクリート造及び鉄骨造3階建、建築面積325㎡、

建築年代 昭和7年(1932)、昭和21年(1946)増築

名古屋陶磁器会館は、名古屋城の東方約2kmに位置し、歴史的建造物の残る「文化のみち」散策ルートに面している。この地域は、江戸時代には中・下級武士の屋敷が連なり、明治から昭和初期には、近代産業の担い手である起業家、宗教家、ジャーナリストなど様々な人が去来し、交流する舞台であった。現在は、この歴史性と建築様式が市民に親しまれ、名古屋の観光拠点の一つとなっている。

建物は、名古屋陶磁器貿易商工同業組合によって建設された組合会館であり、昭和7年(1932)11月竣工、四間幅の狭い道路に北面して建つ。鉄筋コンクリート造3階建で、1階は、中央やや右寄りに玄関を付け、中央に会議室、左右に大小の事務室を2室、応接室、8畳和座敷2室、玄関・取次、台所・便所を配しており、南側にベランダを付けている。2階は、大広間で正面にステージを付けており、階段室の左右に応接室と娯楽室を配している。3階は、塔屋で、商品陳列室にしており、昭和21年(1946)には鉄骨造の建屋を増築している。現在、1階は、組合が展示室や事務室として使用し、2・3階は貸事務所となっている。

建物の特徴は、1階事務室の大きな半円窓、軒下の装飾帯、縦横の線による装飾的構成、櫛引スクラッチタイル張り、全体が彫塑的造形で、表現主義的建築となっている。この他、玄関入口のステンドグラスや階段室のモザイクタイル、サッシ、照明器具、建築金物などは当時のまま残されている。

設計者は、鈴木禎次^{すずきていじ}の門下で、後に名城大学建設工学部創設に関わった鷹栖一英^{たかのすかずひで}(1888~1969：名古屋高等工業学校教授)である。米国留学の経験から、その意匠を古典的でなく、曲線を大胆に、量感を豊かに示し、ドイツ表現派の建築に近づけている。この建築意匠は、名古屋市公会堂(昭和5年(1930))、旧愛知県労政事務所(愛知県庁大津橋分室)(昭和8年(1933))にもみられ、名古屋の表現主義建築の代表例である。注2 鈴木禎次(1870~1941)：名古屋近代建築の祖。明治後半以降、名古屋において近代建築を設計し、名古屋に大きな影響を与えた。また、大正から昭和にかけては、名古屋で最初の鉄筋コンクリート造や高層ビルを設計した。



名古屋陶磁器会館外観（北西から）



名古屋陶磁器会館玄関（北東から）



名古屋陶磁器会館玄関内部



名古屋陶磁器会館旧応接室天井部



名古屋陶磁器会館旧会議室



名古屋陶磁器会館 2 階旧大広間

(資料2)

寶泉寺書院(旧服部家住宅書院)(ほうせんじしょいん(きゅうはっとりけじゅうたくしょいん))

員数：1件

所在地：愛知県津島市池数町2

所有者：宗教法人寶泉寺

1 登録理由

寶泉寺境内の北東に位置する。桁行15m、梁間6.1m、木造平屋建、入母屋造棧瓦葺。座敷、次の間及び茶室の3室を東西に並べ、三方に縁を廻している。面皮柱^{めんび}、や磨き丸太の長押^{ながおし}を用いるなど、丁寧な造りの数寄屋^{すけい}風書院である。

(登録基準：造形の規範となっているもの)

注1 面皮柱：柱の角に木の皮が残っている茶室などの数寄屋建築に用いられる柱。

注2 長押：住宅の座敷において鴨居^{かもい}上部四周に取り付けられる化粧材。

注3 数寄屋：茶室風な様式を取り入れた建築。

2 概要

寶泉寺書院

木造平屋建、瓦葺、建築面積101㎡、

建築年代 明治期、昭和5年(1930)移築、増築

寶泉寺は、浄土宗西山派の寺院で、開創は天文年間(1532～55)といわれる。明治24年(1891)の濃尾地震では、寶泉寺の所在する津島地方も大きな被害を受けた。寶泉寺も例外ではなく本堂などが倒壊した。『津島町史』(昭和13年(1938))によると、明治25年(1892)年に仮本堂が、同26年(1893)に山門及び庫裏が再建。また、同44年(1911)には鐘楼が建築された。その後、昭和4年(1929)地蔵堂及び弁財天堂が建築され、次いで、書院再建や仮本堂改築が課題となった。

寶泉寺書院は、津島に笹秀という肥料商を営む服部秀助家から、昭和5年(1930)に移築したものである。笹秀は、代々服部秀助を襲名しており、寶泉寺に書院を移築したのは5代目服部秀助(1871～1964)によるものである。彼は、昭和5年(1930)が先代の23回忌にあたること、また、自ら檀家総代でもあることから、書院を自宅から移築して寄進した。建築年代は、濃尾地震により大半の建物が倒壊していること、また、屋根裏に金物を使用し、耐震補強が行われていることから、明治中期(濃尾震災直後)の再建と考えられている。

建物は、木造平屋建、入母屋造⁴、棧瓦⁵葺で、座敷、次の間、茶室、控の間、水屋からなる数寄屋風建築である。西側の控の間は、移築時に増築されたものである。三方には廊下が廻り、その桁は1本丸太を使用、床は部屋側の半間分は畳敷き、それ以外は板敷きとする。また、天井は磨き小丸太と小割の角材を交互にあしらった化粧⁶屋根裏となっている。

座敷は、床の間、付書院、床脇のある数寄屋風書院となっている。付書院窓には横棧を吹き寄せにした^{たてしげ}縦繫組障子⁷をたて、書院欄間は桐の一枚板を用いる。廊下境には腰付き障子を、次の間境には襖をたてる。廊下境の欄間は障子、次の間との境を板戸欄間としている。茶室は、北側に一間幅の畳床を設けている。床の間の東壁と、廊下側半間には下地窓を開け、残り一間半を腰付障子戸としている。茶室北側の水屋との境には襖をたてている。

- 注4 入母屋造：寄棟屋根の上部に、切妻の小屋根を合わせたような形の造り。
注5 棧瓦：方形で横断面が波形をした瓦。
注6 化粧：隠れてしまう構造材や下地材に対して、見えるように使う部材や部分。
注7 豎繁組障子：豎の組子を細かく入れた障子。



寶泉寺書院外観（南から）



寶泉寺書院外観（北東から）



寶泉寺書院座敷

(資料3)

登録文化財の制度について

従来の文化財指定制度（国の指定）を補完する新しい保護手法として、平成8年10月の文化財保護法改正により導入された文化財保護制度。

特に優れた建造物を厳選して国宝・重要文化財に指定する制度とは異なり、外観を残せば内部の改修が自由に行えるなど、文化財建造物を活用しながら保存するという、欧米型の保護制度である。

登録の対象となるものは、建築後50年を経過した建造物で、かつ次のいずれかの基準に該当するものである。

- 1 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- 2 造形の規範となっているもの
- 3 再現することが容易でないもの

また、建造物とは、具体的には住宅・工場・社寺・事務所等の建築物、橋梁・ダム・トンネル・堤防・水門等の土木構造物や煙突・塀などの工作物が該当する。

登録文化財の登録状況

(1) 本県について

現在登録済みの物件は答申分も含めて308件

今回の登録で合計310件となる。

(2) 全国について

登録文化財件数の累計は、今回の答申件数110件を加えて、7,289件となる。